

令和6年度

あなたのまちづくり活動を応援します！

NPO 法人設立支援補助金 募集案内

申請受付 4月15日（月）から5月16日（木）まで



この補助金は、まちづくりを担う新たなNPO法人（注）の設立、運営基盤の整備に係る経費を予算内で補助します。

（注）特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体

長久手市
NAGAKUTE CITY

令和6年度 NPO 法人設立支援事業補助金 募集案内

1 制度の目的、目指すもの

地域の課題を地域で解決する「市民主体のまちづくり」を目指し、次世代のまちづくりを担う新たなNPO法人が、地域で継続して活動ができるように、運営基盤を固めていくことを目指します。

さらに、この制度により、市民がまちで感じる課題を、市民・事業者・行政など、さまざまな人が一緒になって活動を応援すること、そして、成果報告会などを通して、市民へまちづくりへの理解・共感・参加が広がっていくことをめざしています。

2 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体は、次のすべてに該当する団体です。

- (1) 市内に事務所または活動拠点を持ち、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体
- (2) 次のいずれかに該当する団体
 - ア 補助金の交付申請を行う年度の前2年度から申請年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体
 - イ 申請年度にNPO法人の認証を取得する予定の団体
(所轄庁の愛知県に設立認証申請書を提出した団体に限ります。)
- (3) 長久手市から他に補助金や助成金を受けていない団体

※政治、宗教又は営利活動を目的とする団体及び暴力団、暴力団関係団体は除きます。

3 補助の対象となる経費

- ・ NPO法人を設立するための手続きに必要な経費
- ・ 事務所または活動拠点の使用料・賃借料（共益費、消費税を含む）
- ・ 事務所または活動拠点の環境整備に必要な経費
- ・ 事務所または活動拠点の光熱水費、通信運搬費
- ・ NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費、消耗品費、事務委託費
- ・ NPO法人の活動の周知に必要な印刷製本費、委託費
- ・ NPO法人の運営についての学習及び研修に必要な経費

※会議等で必要な飲料を除く食糧費は、対象となりません。

※交付決定以前に支出した経費も対象になる場合があります。ただし、対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出したものに限ります。

★例えば、次のような経費も対象になります。

- ・ 設立のための相談に係る専門家（アドバイザー）への謝礼
- ・ 空き家を改装して事務所にするための改修費
- ・ 法人の運営に必要な知識を学ぶための研修参加費
- ・ 法人の周知のためのホームページ制作委託費

◆補助の対象とならない経費◆

NPO法上でいう「その他の事業」に係る経費

4 補助金額及び補助回数

(1) 補助金の額について

補助対象経費の2分の1以下で、上限15万円

(2) 補助金の交付申請は、1団体につき2回まで

※1年度に1回申請し、2年連続で申請する場合には限りません。

2回目についても初年度同様、申請と審査の対象となります。

5 補助予定件数

1件程度

6 補助金スケジュール

申請受付

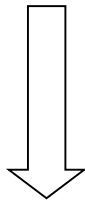
4/15（月）～

5/16（木）まで

受付時間：平日 8時30分～17時

★補助金の応募は、地域共生推進課窓口まで

★申請は1団体につき、各年度1回とします。



★交付申請 提出書類★

- 交付申請書
- 所轄庁に提出した設立認証取得申請書の写し
(NPO法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し)
- 定款
- 役員名簿
- 設立趣旨書
- 申請年度の事業計画書及び活動予算書

書類は、ホチキス等で止めずにお持ちください



審査

学識経験者、NPO実践者等の審査委員による書類審査及び面接を行います。

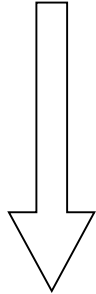
●審査日程

6月29日(土) 時間未定

会場：まちづくりセンター2階 集会室1

法人概要、設立後の活動展開、地域への波及効果などについて説明していただきます。

※申請件数により、審査日程、場所が変更になる可能性があります。



審査結果通知
(交付決定通知)

結果は、全申請団体に送付します。



事業の実施

法人の設立の手続きや団体の継続的な運営のための基盤整備を進めてください。

※法人の収益事業に係る経費は対象となりません。

◆補助金の概算払請求◆

必要に応じて、補助金の概算払請求ができます。(補助金の1/2以下の額)

◆事業内容の変更、中止◆

事業内容を大きく変更したり、中止する場合は、事前に地域共生推進課まで、ご相談ください。

◆領収書等の保管◆

補助対象経費については、領収書などを受け取り、実績報告の際に支出内容が確認できるようにしておいてください。

◆写真記録◆

実績報告や成果報告の際に活動の様子が分かるように、できるだけ写真記録をしてください。

事業の中間報告

法人設立に向けた活動内容について市民のみなさんへ報告し、実施状況を公開してください。

※報告、公開の方法は、別途ご案内します。

事業の完了

事業が完了したら、地域共生推進課まで、ご連絡ください。実績報告のご案内をします。

実績報告

◆実績報告 提出書類◆

- 実績報告書
- 所轄庁へ提出した設立登記完了届出書の写し
- 登記事項証明書の写し

※交付申請時に提出済みの資料は、提出不要です。

補助金確定

実績報告の内容を確認し、補助金額を確定します。
概算払で補助金交付を受けた場合は精算します。

補助金請求・交付

補助金の確定通知と交付請求書を送りますので、
必要事項を記入の上、提出してください。請求書
到着から2週間程度で指定口座に振込みます。



成果報告会

補助事業の成果を市民のみなさんに周知するた
め、翌年4月に成果報告会を行います。

7 審査

学識経験者及びNPO実践者、市職員の3名が審査委員を務めます。審査は、申請書類による書類及び面接審査を行います。

審査は、「公益性」一法人の活動が、いかに地域に、また長久手市民の利益・便益となるか」に重点において、審査を行います。

◆審査の基準◆

1 公益性

団体の活動が多くの人々の利益に寄与するものか。

2 実現性

地域の実状に合わせた手法で、実現できる見通しがあるか。

3 費用の妥当性

計上された経費が、法人設立または、運営基盤整備に真に必要な経費であるか。

4 課題解決力

団体の活動が、地域の課題の解決につながるか。市民のニーズに的確に対応しているか。

5 継続・発展性

今後も地域で継続して活動して行く見通しがあるか。将来的な事業の発展性を検討しているか。

6 組織力

法人設立後の運営について、団体内の役割分担がされており、法人の運営に支障がないか。

7 効果

補助金を交付することに対する効果が大きいのか。

8 申請書類の提出、問合せ先

くらし文化部地域共生推進課地域共生係（市役所西庁舎2階）

電話 0561-56-0602 メール kyousei@nagakute.aichi.jp